



秋厚労ニュース

NO1956号

2021年4月14日
秋田県厚生連労働組合
秋田市山王5-4-2
TEL 018(864)3341
FAX 018(864)3349

2021年度

年間手当5ヶ月要求

第4回中央委員会で決定

去る4月3日（土）、第4回中央委員会に、15名が参加し、年間手当（ボーナス）要求を「5ヶ月」と決定しました。要求書を5日（月）に経営側に提出しました。

2021年度年間手当要求内容

（本俸＋調整手当＋家族手当＋世帯支援手当）×5.0ヶ月

	内訳	支給日	基準日
夏期	2.0ヶ月	7月15日	7月15日
年末	2.0ヶ月	12月15日	12月15日
年度末	1.0ヶ月	3月31日	3月31日

2020年度はコロナ禍で、多くの病院で経営が厳しく、給与、ボーナスが削減。東京女子医科大学病院

が夏期手当不支給（2019年度実績約2ヶ月）の方針を出し、離職者が多数出た。報道され、医療従事者の待遇悪化が国会で取り上げられました。

安定した賃金支給は大切

安定した賃金支給は、仕事を続けていくために必要です。一般的に賃金支給が不安定な場合、「仕事への意欲低下」「将来不安が増す」「生活に余裕が持ちにくい」など、生活にも支障が出てきます。自分だけでなく家族や地域にも影響があるので、安定した賃金を得ることがとても大切です。

一時金の確保には要求し交渉が必要

2021年春闘で秋厚労は、「2021年度年間手当について、2020年度実績を下回らないこと」を要求し交渉しました。経営側は、「同様の賞与計画を策定しているものの、確約できるものではありません」旨の回答を示しています。2021年度もコロナの影響が続くため、労働組合とし

て、しっかりと要求、交渉していく必要があります。
労働組合は経営者と対等に交渉できる

一人で労働条件の交渉はほぼ不可能です。労働組合に結集するから経営側と対等に交渉ができます。もし労働組合の力が弱くなれば、一時金が減り、離職は止まらず、労働条件が悪化します。秋厚労は鹿角から雄勝までの10支部が集まって一つの労働組合を成しています。次世代のためにも、みんなで労働条件を良くするよう運動していきましょう。

第4回中央委員会での声

- ☆ 年度末一時金はゼロだけど、特別慰労金5万円がでてほっとした
- ☆ 2020年度の一時金はよかったが、2021年度は不安
- ☆ 春闘は論点がしっかりしていて、スムーズな交渉でよかった

全国的にコロナで医療従事者の待遇悪化